

地方卸売市場認定にあたり、業務規程へ規定すべき必須事項

	事項	内容	留意事項
卸売市場の業務の方法	差別的取扱いの禁止	開設者が取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしないこと	
	取引結果の公表	開設者が地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について取引結果等(※)を公表すること	※取引結果等とは、 ①その日の主要な品目の卸売予定数量 ②その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 ※公表方法は、インターネットや場内掲示等適切な方法により行うこと
	指導・監督	開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるための指導及び助言、報告及び検査等必要な措置をとることができること	
	売買取引の方法の策定	品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法を定めること	※左記の方法は、インターネットや場内掲示等適切な方法により公表すること
	代金決済の方法の策定	取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法を定めること	
取引参加者が遵守すべき事項	売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと	
	差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと	
	売買取引の方法	卸売業者は、開設者が業務規程に定めた売買取引の方法により、卸売をすること	
	売買取引の条件の公表	卸売業者は、取扱品目その他売買取引の条件(※)を公表すること	※売買取引の条件とは、 ①営業日及び営業時間 ②取扱品目 ③生鮮食料品等の引渡しの方法 ④委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 ⑤生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 ⑥奨励金等の種類、内容、額(交付の基準を含む。) ※公表方法は、インターネットや場内掲示等適切な方法で行うこと

	事項	内容	留意事項
取引参加者が遵守すべき事項	決済の確保	<p>取引参加者は、開設者が業務規程に定めた代金決済の方法により、決済を行うこと。</p> <p>卸売業者は、事業報告書(県規則様式第9号)を作成し、開設者に提出するとともに、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合(※)を除き、これを閲覧させること</p>	<p>※正当な理由がある場合とは、</p> <p>①卸売業者に対し販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者からの閲覧の申出</p> <p>②安定的な決済を確保する観点から卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づく閲覧の申出</p> <p>③同一の者から短期間に繰り返しの閲覧の申出</p> <p>※閲覧の方法は、インターネットの利用、事務所における備置きその他適切な方法で行うこと</p>
	売買取引の結果等の公表	<p>卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果等(※)を定期的に公表すること</p>	<p>※売買取引の結果等とは、</p> <p>①その日の主要な品目の卸売予定数量</p> <p>②その日の主要な品目の卸売の数量及び価格</p> <p>③その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額</p> <p>※公表方法は、開設者が定める時までにインターネットや場内掲示等適切な方法で行うこと</p>
(参考)	その他の遵守事項を定める場合の内容・公表等	<p>上記以外の遵守事項(商物分離や第三者販売等)が定められている場合には、</p> <p>①その内容が上記の遵守事項の内容に反するものでないこと</p> <p>②当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること</p> <p>③当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること</p>	<p>※公表方法は、インターネットや場内掲示等適切な方法で行うこと</p>